

令和6年度支部活動報告

日本防災士会長崎県支部

令和6年度通常総会盛会裏に終了！！

令和6年5月12日（土）13時30分から、諫早市中央公民館において新任会員の松島奈美さんの司会で、支部会員105名（出席36・委任状69）が参加して開催されました。支部長挨拶のあと、議長に下野祥一朗氏を選出、議事録署名人に佐用司氏と近藤美保子氏を選任し、議事に入る。

第1号議案から順次第5号議案まで、事務局長が順次議案書内容を説明、会計監査から監査報告、各号議案質疑応答・議長が議案の承認をはかり、各号議案とも原案通り、満場一致で承認されました。

第5号議案その他の項で壱岐地区永岡祥三氏から発言の申出、島所での防災士養成講座開催の御礼。

壱岐地区では、各地区公民館に最低でも一人は防災士資格をとるようにと明確な目標を持って取組んでいるので、島所での研修の機会を出来るだけ多く持つて欲しいとの要望が出た。

執行部としても、なるだけ偏りがないよう、関係部局と協議しながら出来る限り意向に沿うよう努力する旨の回答で結了する。

平戸地区の谷本健一氏・川上儀明氏からは、平戸市防災士ネットワーク活動についての紹介がありました。平戸市内の防災士全員で組織し、行政との連携を密に、各地域の住民を巻き込んでの研修会など建設的な発言に、防災士活動の参考になると賛辞の声が挙がりました。

10分間の休憩の後、スキルアップ研修『防災士としての心構え』～～旭顧問の講話～～「能登半島災害ボランティア活動で見たこと、聞いたこと、学ぶこと」を受けました。



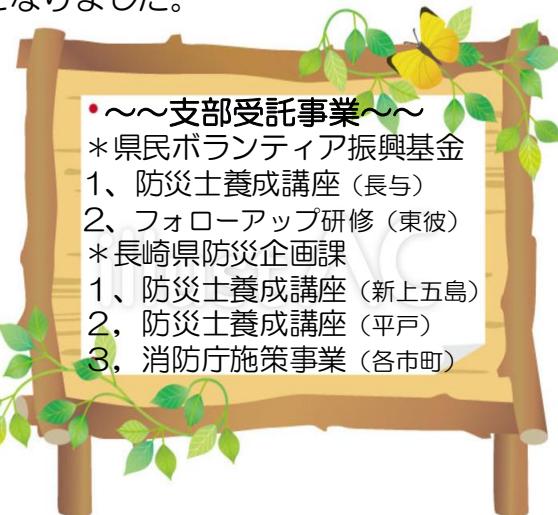
令和6年度承認された議案（全号議案満場一致で承認）

- 第1号議案 令和5年度事業報告・収支決算報告・会計監査報告
- 第2号議案 令和6年度事業計画・収支予算・承認の件
- 第3号議案 支部規約一部改正及び令和6年度役員承認の件
- 第4号議案 支部受託事業報告
(県民ボランティア振興基金・長崎県防災企画課)
- 第5号議案 その他
スローガン採択「地区防災活動への積極的な参画と行政との連携」

～～～長崎県支部 活動スローガン～～～

「地区防災活動への積極的な参画と行政との連携」

※規約一部改正・令和6年度役員については別紙のとおり



■日本防災士会長崎県支部規約一部改正

(朱書部分が改正箇所)

別 紙

(名称)

第1条 本会は、特定非営利活動法人 日本防災士会長崎県支部と称する。

(構成)

第2条 本会は、日本防災士会の地方支部であり、基本、日本防災士会に加入している者で、本会の目的に賛同する長崎県在住または長崎県内に勤務する防災士（減災と防災力向上のため十分な意識・知識・技能を有する者）で構成する。長崎県支部は、日本防災士会本部へ会員登録を推奨する。

(目的)

第3条 本会は、会員相互の交流と親睦を図り、日本防災士会会員の活動理念を念頭に防災士としてのスキルアップと地域防災力の向上をめざし、地域防災コミュニティづくりに貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防災・減災に係る知識と技能の研鑽に資する事業。
- (2) 会員相互の交流に資する事業。
- (3) 講演会及び研究会等市民を対象とした防災啓発に資する事業。
- (4) 行政や防災関係機関と連携した地域防災力の向上に資する事業。
- (5) その他本会の目的を達成するために必要な事業。

(事務所)

第5条 本会の事務所は事務局長宅におく。（長崎市鳴見台 2-11-17）

(会員)

第6条 本会の会員は防災士として全国組織の地方支部員であることを自覚し品位と節度をもって行動するものとし、定められた会費を期間内に納めなければならない。

(役員)

第7条 本会に、次の役員を置く

*支部長 1名 *副支部長 1名 *事務局長 1名 *幹事 若干名 *会計監査 2名
*女性局長 1名 副局長 2名

(顧問)

第8条 本会に顧問を置くことができる。役員会で推薦し総会の承認を得るものとする。

(会議)

第9条 1. 本会に次の会議をおく。

総会及び役員会 会議は構成員の過半数の出席（委任状を含む）をもって成立するものとする。

2. 総会は本会の最高議決機関であり、役員、予算、事業計画の決定、決算の承認を行う。

毎年1回開催するものとし、支部長が招集する。否同数の場合は議長がこれを決する

支部長が必要と認めるとき又は構成員の3分の2の会員が必要と認めるときは臨時総会を開くことができる
こととし、議長はその都度出席者の中から選任する。

3. 役員会は本会規約第4条に定める事業の企画立案、総会の決定に基づき、会務の執行にあたる。

(部局)

第10条 1、現在の多様な社会構成の中で女性防災士の活動が重要視されている、内閣府に女性防災推進局を設置し取り組み強化を図ることに鑑み、女性局を設けることとする。
2、女性局長1名 *副局長2名を選出し、支部活動の中の女性防災士活動として、女性の視点から、防災士としての資質の向上に努めるとともに地区防災力の向上に寄与する。

(議事録)

第11条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなくてはならない。

(1) 日時及び場所

- (2) 総会の構成員の現在数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者を含む）
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2、議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名押印をしなければならない。

(ブロック)

第12条 1、本会は下部組織として必要と認められる地域に支部認可のもと ブロックを設置することができる
2、ブロックは 支部の事業を支援し支部認可のもと単独事業を行うことができる。
3、各ブロックには ブロック責任者としてブロック長を置くことができる。

(連携)

第13条 本会は目的・事業実現のために日本防災士会九州ブロック支部連絡協議会加盟団体として、共に被災地支援活動や研修等の事業を行うものとする。

(会計)

第14条 1. 本会の経費は、会費、寄付金等をもってこれにあてる。

2. 会費の額については別に定める。

3. 本会の会計年度は、毎年4月1日より始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(会費)

第15条 会費は年額2,000円とし8月末日までに納入しなければならない。2か年を超えて未納の場合は会員としての資格を失う。特別な事情により事前に支部長に届け出、承認を受けたものはこの限りでない

(役員の任期)

第16条 本会の役員の任期は2年とし、再任はこれを妨げない。

(付則)

第17条 この会則は、平成23年4月1日より執行する。

*令和3年6月20日 組織強化の観点から規約の一部改正をする。

*令和4年3月31日 顧問変更

*令和6年5月12日 第7条の会計監査を2名に変更、第9条の2に議長の選任方法を追記、第11条に(議事録署名)を挿入、以下(ブロック)を第12条・(連携)第13条・(会計)第14条・(会費)第15条・(役員の任期)第16条・(付則)を第17条に変更する。

役員名簿

役 職	氏 名
支部長	川浪 良次
副支部長	鍵原 行雄
事務局長	瀬崎 弘幸
幹 事	杉本 伸一 下村 静子 佐用 司 下野 祥一朗 山下 美津弘 近藤 美保子 松本 久仁子 小出水 健一郎
女性部局長	下村 静子
女性局副局長	松本 久仁子 近藤 美保子
会計監査	熊 佐智子 平山 百合子
顧 問	高橋 和雄 様 (長崎大学名誉教授・工学博士) 旭 芳郎 (前支部長)